

裁 決 書

審査申立人 南埼玉郡宮代町字東464
横溝 昌一

審査申立人から令和7年11月27日付けでなされた同年10月5日執行の宮代町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の選挙人であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和7年10月15日付けで宮代町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

これに対し、町委員会は、令和7年11月12日付けで本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、同年11月27日付けで当委員会に対し、原決定についての取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙に係る選挙公報（以下「本件選挙公報」という。）がポスティングされたのは、令和7年10月4日（土）との情報があり、期日前投票には間に合っていない。
- 2 本件選挙公報の配布漏れの確認を町委員会が怠った。
- 3 町委員会は選挙公報を公共施設に置いてあると言っているが、選挙があるのを知

らない町民は見ない。

- 4 各世帯にポスティングできなかった選挙は公平ではない。
- 5 過去最低の投票率だった原因は、本件選挙公報が配布されなかったことが大きい。
- 6 宮代町内に居住する審査申立人の知り合いの世帯にも配布漏れが生じていた。

第2 町委員会の主張

町委員会における原決定及び弁明書等に基づく主張を要約すると、次のとおりである。

本件選挙に係る選挙公報（以下「本件選挙公報」という。）は、宮代町選挙公報発行条例（平成10年宮代町条例第4号。以下「本件条例」という。）第5条第1項において、「選挙の期日の前日までに配布するものとする。」とされており、期日前投票の開始日までに配布することを義務付けていない。

本件選挙公報は、町委員会がポスティング業務を委託した業者（以下「受託者」という。）により、選挙期日の前日である10月4日（土）までに、宮代町内の住民票上の全世帯15,891世帯のうち15,848世帯に配布されている。

期日前投票開始日には、本件選挙公報の電子データを町公式ホームページに掲載したほか、期日前投票所においては、本件選挙公報を用意し、期日前投票に来られた方が閲覧できるよう補完措置を講じたことに加えて、本件選挙の告示日の翌日である同年10月1日には町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、選挙期日には町内の各投票所11箇所にも配架したところである。

受託者は連絡体制表も作成し、選挙期間中のポスティングを開始した日から選挙期日の前日までの間、午前9時から午後5時までは未達案件が生じた場合に配布できる体制としていたが、令和7年10月5日の選挙期日についても、配布員が午前9時から午後6時まで待機していた。

なお、本件選挙の期間中、町内の選挙人から、本件選挙公報が配布されていないという問合せや苦情等も一切なかった。

審査申立人の自宅に本件選挙公報が配布されなかった事実は確認できたものの、その事実のみをもって本件選挙の執行そのものが公職選挙法に規定する当選無効の事由に該当するほどの公平性を欠くものであったとは言えない。

争 点

およそ選挙争訟において、当選の効力に関する争訟（以下「当選無効争訟」という。）とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定した機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人とな

り得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものと解されている（東京高裁昭和28年2月17日判決）ことから、審査申立人が主張する「本件選挙公報の配布漏れ」は、当選無効争訟の事由にはなり得ない。

しかしながら、法第209条第1項は、「当選の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第205条第1項の場合に該当するときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定しているため、本件選挙が無効となるか否かについて、当委員会は職権により審理する。

そして、その審理の争点は、本件選挙公報の配布漏れがあつたか否か、また、配布漏れがあつた場合に、法第205条第1項の「選挙の規定」に違反し、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があつたか否か、である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

町委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第30条及び同法第33条の規定に基づき、町委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあつたため、令和8年2月12日に口頭意見陳述の機会を付与したほか、同日に審査申立人及び町委員会に対し職権で質問を行うなど、慎重に審理した。

審査申立人の主張について、順次判断する。

1 当委員会が認定した事実

町委員会からの証拠物件（審査申立人から町委員会に提出された証拠物件を含む。）、町委員会及び受託者に対し、令和7年12月12日に実施した当委員会職員によるヒアリング並びに令和8年2月12日に当委員会が職権で行った質問から、次の事実を認定した。

町委員会は、令和7年9月12日、本件選挙公報18,000部を作成し準備の上、ポスティングの方法により宮代町内の住民票上の全世帯、15,891世帯を対象に配布することを受託者に委託した（証拠No.30）。

受託者の配布員は10月1日から住宅地図を利用して現場に赴き、目視で確認して

明らかに人が住んでいないと思われる建物を除き、全ての住宅にポスティングを行い、選挙期日の前日である令和7年10月4日までに、住民票上の全世帯の約99.7%となる15,848世帯に対し、本件選挙公報を配布した(証拠No.6、22、23)。

受託者は連絡体制表も作成し、選挙期間中も未達案件が生じた場合は配布できる体制としていたが、未達を申し出た者は、審査申立人のみであった(証拠No.6、32)。

なお、審査申立人は、選挙期日後の令和7年10月6日に、本件選挙公報の未達を町委員会に申し出ており、当委員会が、令和8年2月12日に審査申立人に対し職権で質問を行った際に、「投票期日の前日に、自宅に本件選挙公報が届いていないことを認識したが、翌日の投票期日には配達されるだろうと思い、選挙期日までに町委員会に未達を知らせなかった。」と供述している(証拠No.32)。

受託者の配布員は、実績報告として、ポスティングを行った住宅には、赤色で住宅地図の当該住宅にマーキングを行い、町委員会に提出した(証拠No.11、31)。

加えて、本件選挙の告示日である令和7年9月30日には、町委員会のホームページに本件選挙公報の電子データを掲載し、パソコンやスマートフォンでも閲覧可能な状態にするとともに、その翌日の同年10月1日には町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、選挙期日には町内の各投票所11箇所にも配架した(証拠No.6、15、16、22、23、25)。

2 当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟(以下「選挙無効争訟」という。)において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、昭和61年2月18日最高裁判所判決において「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものとされている。

また、同項にいう「選挙の結果に異動を及ぼす虞」がある場合については昭和23年6月26日最高裁判所判決において、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである。」と判示されている。

本件選挙公報の配布については、本件条例第5条第1項が「選挙公報は、町の委員会が当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」と規定しているところ、住民票上の全世帯の約99.7%となる15,848世帯に対し、本件選挙公報が配布されたものの、少なくとも審査申立人が属する世帯には本件選挙公報は配布されていない。

また、受託者の配布員は、目視で確認して明らかに人が住んでいないと思われる建物には本件選挙公報を配布しておらず、当該配布しなかった建物の中には、空家、空室等が多いと考えられるが、建物に人が住んでおり、かつ、未配布を申し出ていない世帯が含まれている可能性は否定できない。

しかしながら、本件選挙公報は、実質的に選挙人名簿に登録された者の属する世帯の約99.7%に対して配布され、配布されなかった世帯があったとしても、町委員会のホームページに本件選挙公報の電子データが掲載され、パソコンやスマートフォンでも閲覧可能な状態であったとともに、町内の各公共施設8箇所、町内の各郵便局3箇所及び町内の各駅3箇所に、町内の各投票所11箇所にも配架されていたことを踏まえると、当該世帯に属する選挙人が望めば本件選挙公報を目にすることができたと認められ、本件選挙公報の配布を受けず、かつ、目にすることもなかった選挙人の数は僅少であると考えられる。

それでも、審査申立人の主張を最大限勘案し、上記の本件選挙公報の配布がなされなかった可能性がある世帯に属する選挙人の全員（宮代町内の住民票上の全世帯15,891世帯から、本件選挙公報の配布を完了した15,848世帯を控除した、43世帯の選挙人全員）が、仮に本件当選人の投票数の次点の候補者に投票したと仮定したとしても、住民票上の全世帯15,891世帯のうち、15,848世帯に本件選挙公報が配布された事実を踏まえれば、本件当選人の得票数7,505票と次点の候補者の得票数3,810票の差である3,695票を覆すような影響があったとは到底考えられない。

以上のことから、法第205条第1項所定の、「選挙の規定」に違反し、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるということはできない。

3 結論

以上のとおり、本件選挙について、当選無効となる事由はなく、また、選挙の無効となる原因もないことは明らかである。

したがって、審査申立人の主張は理由がないことから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年2月27日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳
委員 尾 前 健 三
委員 菅 克 己

委員 西山 淳次